

## 第1回 令和7年度使用教科用図書安房採択地区協議会 議事録

- 1 日 時 令和6年6月3日（月曜日） 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時00分
- 2 場 所 鋸南町中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 委 員 16名（出席14名、欠席2名）
- 4 事務局 鋸南町教育委員会 教育課

### 【 記 録 】

開会前に、事務局の紹介、委員の自己紹介及び欠席者の紹介。

事務局            それでは、ただいまより、第1回令和7年度使用教科用図書安房採択地区協議会を開催します。始めに、安房地区教育委員会連絡協議会会長よりご挨拶を申し上げます。

会長                本日は公私共にお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。  
また、皆様方には日頃より安房地域の教育の充実、発展にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、教科用図書の採択ということですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、ある一定の地区内で、同一の教科用図書を選定し、採択することが定められております。

本日は安房管内4市町の各教育委員会代表者、校長、教員代表及び保護者代表者の全16名で、この協議会を組織し、教科用図書採択のための協議を行うために、お集まりいただいております。

様々な教育的課題がある今日の状況ですが、子供たちの「生きる力」を育成する上で、極めて重要な教材となるのが教科書と言えます。慎重なご審議をよろしく申し上げます。以上で挨拶といたします。

事務局                   この後の会の進行については、採択地区協議会会長が議長として会を進行するところですが、会長がまだ決まっておりません。そこで、仮議長として安房地区教育委員会連絡協議会会長に進行を依頼したいと思います。よろしいでしょうか。

多数                    お願いします。

事務局                   ありがとうございます。それでは、会長お願いいたします。

会長                    では、仮議長として進行いたします。着座で進行させていただきます。始めに、協議（１）令和7年度使用教科用図書安房採択地区協議会（仮称）の設立について、事務局から説明をお願いします。

事務局                   設立にあたり、始めに教科書制度の説明をします。

それでは、1ページの資料1「1.教科書とは」（2）「教科書の種類と使用義務」をご覧ください。学校教育法第34条の定めにより、全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。ただし、特別支援学級においては、適切な教科書が無いなどの特別な場合には、教科書以外の一般図書を教科書として使用することが出来ます。

2ページの「2.教科書が使用されるまで」をご覧ください。教科書が使用されるまでには、（1）教科書発行者による著作・編集、（2）文部科学大臣による検定、（3）その学校を設置する教育委員会による採択、採択とは、検定を受けた例えば、国語の教科書数種類の中から1種類に決めるということです。そして（4）発行及び使用という流れになっています。

4ページ表1の「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」をご覧ください。全体として、4年に一度採択を行い、採択された教科書を4年間使用するという事になっています。

令和6年度を縦に見ますと、小学校の○は昨年度採択した教科書を今年度から使用しているということになります。その下の中学校の△が、今年、教科書を採択するという事になります。

6ページ「教科書採択の方法」の「（2）採択の方法」をご覧ください。

採択の方法についてです。市町村立小中学校で使用する教科書採択の権限は、その学校を設置する教育委員会にあります。安房地区は、各市町が単独で採択はせず、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町から構成される共同採択地区となります。共同採択地区では、採択地区協議会を設置し、協議の結果に基づいて種目ごとに1種類の教科書を採択することとされています。

以上のことから、安房地区として新たに採択する教科書について協議、選定することを目的として、安房採択地区協議会の設立についてご協議をお願いします。

会長                    それでは、教科用図書安房採択地区協議会の設立について、質問、ご意見等ございましたらお願いします。

無いようですので、設立、名称共に承認といたします。仮称を消してください。

次に、(2) 令和7年度使用教科用図書安房採択地区協議会規約(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局                それでは、19ページからの資料3、規約をご覧ください。規約については、各市町教育委員会会議において、すでに承認されておりますので、概要のみ説明します。

第1章、第1条の目的ですが、今年度は令和7年度の使用に係る教科用図書を採択するための協議を行うために設置されます。関係通知は資料に載せてあります。後ほどご覧ください。

第2章、第4条(組織)と第5条(委員)ですが、各市町教育委員会より選任され、21ページの名簿の16名の皆様が委員となります。

第3章、第6条(会長及び会長の職務)ですが、会長は委員の互選により選出されます。この後、選出を行います。

第7条(協議会の会議及び教科用図書の選定方法)ですが、会議は委員の過半数の出席がなければ開会できません。また、会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

第8条(協議会の事務)ですが、今年度新たに採択する中学校用教科書

と特別支援学級で使用する教科用図書についての協議、選定と、専門調査委員会の設置に関する事務を行います。

第4章、第9条（専門調査員）では、教科用図書に関する専門的事項を調査研究します。専門調査委員長は、調査員の互選により選出します。また、その結果について資料を作成し、本協議会に報告します。この後、午後3時より1階の会場で、第1回の専門調査員会議が開催されます。

第5章、第10条の事務局は、今年度は鋸南町教育委員会内となります。

第6章、第12条（情報の公開）では、協議会の会議については、静ひつな採択環境を確保するため、全面的に非公開とし、協議会の議事録及び第9条第6項に規定する資料については、教科用図書を採択した後、事務局において公表することとなっております。

以上が、規約の中心となる部分です。

会長                   ただいま説明がありました、協議会規約について、何かご質問はありますでしょうか。

無いようですので、この規約に従って、以後、事務を進めていただきます。

続きまして、（3）役員の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局               資料21 ページの組織表をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、各市町教育委員会会議において、承認されております。

さて、会長についてですが、規約第6条により、委員の互選により選出することとなっております。ご協議をお願いします。

会長                   委員の互選ということですので、どなたかご推薦をお願いします。

G委員               お手数だと思いますが、安房地区教育委員会連絡協議会会長にお願いできればと思うのですが、よろしくをお願いします。

会長                   ただいま、推薦がありました、他の皆様はいかがでしょうか。

採択委員                    ありません。

会長                        それでは、教科用図書安房採択地区協議会の会長を引き続き、引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

                              続きまして、職務代理者の指名について、事務局から説明をお願いします。

事務局                    規約第6条の4に会長があらかじめ指名するとありますので、よろしくお願いいたします。

会長                        会長の指名ということですので、職務代理者は、D委員にお願いいたします。また、本会議は規約第7条により、議長は会長が行うということから、ここからは仮議長ではなく、議長として、引き続き私が務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

                              ここで、規約に則り、半数以上の出席がありますので、本協議会は成立することを確認します。

                              書記、並びに議事録署名人ですが、書記を鋸南町教育委員会Rさん、議事録の署名人については、F委員、P委員にお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。

                              では、協議を続けます。（4）令和7年度使用教科用図書選定手続きについて、事務局から説明をお願いします。

事務局                    22 ページの資料5をご覧ください。

                              まず、今年度、令和6年度に採択する教科用図書は、令和7年度に使用する中学校用教科書と、特別支援学級における教科用図書、いわゆる附則9条本を新たに採択することとなっています。

                              （1）採択に係る通知を抜粋して載せてあります。その中で、①「令和7年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」3（1）①に、今年度、学習者用デジタル教科書の考慮について、「教科書採択は紙の教科書を決定する行為であり、調査・検討の対象は紙の教科書であることが基本であること。」ということです。

                              一方で、令和7年度以降、英語の学習者用デジタル教科書を紙の教科書

と併せて提供する予定であり、中学校英語の教科書採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査し、考慮の一事項とすることができる、ということが新たに通知されました。専門調査委員には見本のインターネットでの閲覧についてお伝えし、調査の考慮の一つとして入れられるようにします。

また、協議会委員の皆様にも選定の参考にしていただくため、別紙にて、「閲覧について」を配付させていただきました。こちらの別紙は、教育委員、選定委員、英語の調査員等の採択に直接関与する者のみ配付可能なものとなっております。一番最後のページ、留意点をよくお読みいただき、閲覧についても、また、この別紙の扱いについても、十分気を付けていただきますようよろしくお願いいたします。

次に 25 ページの「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」をご覧ください。

教科書採択にあたっては、公正確保の徹底が求められています。そこで、各委員、専門調査員それぞれ、利害関係がない、という誓約書をいただいております。

続いて 23 ページ真ん中よりやや下、2教科書採択方法の改善についての（1）採択権者の判断と責任については、教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めることとあります。

このことから、採択期間である 8 月 31 日までは、採択事務について知り得た内容については守秘義務が課されます。本日の資料についてもお持ち帰りいただいても構いませんが、その際の扱いには十分ご注意ください。

一方、教科書採択に関する信頼を確保する視点として、各市町教育委員会の採択後、速やかに事務を進め、9 月始めに本協議会の議事録及び、専門調査員会における調査報告資料について、ホームページにて公表します。公表には、事務局が対応します。

ここまでの説明の詳しい通知については、資料に詳しく載っております。ここまででいかがでしょうか。

議長 ただいまの手続きについて、何かご質問はございますでしょうか。  
では、続けて（５）専門調査員の委嘱について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 令和７年度使用教科用図書を選定については、２０ ページ規約第９条の４項、専門調査員は、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱することとなっております。

既に関係市町に推薦をいただいております、４２、４３ ページの別紙一覧表が専門調査員名簿です。推薦をいただいた専門調査員は適任であると判断し、委嘱したいと思います。この名簿のとおりでよろしいかご協議をお願いします。

議長 各市町教育委員会の推薦どおり、委嘱したいと考えておりますがいかがでしょうか。

採択委員 【異議なし】

議長 ありがとうございます。では、推薦どおり委嘱したいと思います。  
次に、（６）日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ４４ ページの資料８をご覧ください。本日が（２）の協議会にあたります。（１）①②③については、承認いただきましたので、この後に第１回会議となり、会長より委嘱状を交付していただきます。会長は参加していただきますが、他の委員様は本会議で終了となります。

その後は、専門調査員が２から３回ほど会議を開き、資料作成を進めていきます。その間、四角囲みにあるように教科書展示会も開かれます。ぜひ、７月１０日の前に閲覧をしていただけたらと思います。

第２回協議会は、７月１０日（水）午後１時３０分からの開催となります。場所は、鋸南町中央公民館です。そこでの選定を経て、各市町教育委員会の承認を得て、正式に採択となります。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご質問等ありますでしょうか。

無いようでしたら、(7) その他について、事務局ありますでしょうか。

事務局

本採択地区協議会に係る経費については、安房地区教育委員会連絡協議会で負担することになっています。そこで皆様の机の上には旅費及び領収書を用意しました。まだ領収書を提出されていない方は、サインのみで結構ですので、この会議終了後、記入し提出をお願いいたします。

議長

その他皆様の中から、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第1回令和7年度使用教科用図書安房採択地区協議会の一切を終了いたします。ご協力ありがとうございました。